<資料編>

1 第2期浦添市環境基本計画の策定経過

開催日		内容			
	6月17日 ~7月31日	市民•事業者等	• 環境基本計画に関する意見募集 (市ホームページ)		
令和元年度	6月25日 ~7月16日	検討部会員及び庁内 全部署	環境基本計画関連の事務・事業調査 (新規・継続・完了等の確認)		
	8月9日 ~8月30日	検討部会員及び庁内 全部署	「第2章 環境の現況と課題」の内容 確認		
	8月下旬	検討部会員及び庁内 該当部署	• 環境基本計画関連の事務・事業に関する各課ヒアリング		
	10月11日 ~10月31日	検討部会員及び庁内 全部署	• 「第4章 環境保全・創造のための 取組施策と内容」の内容確認		
	11月22日	第 19 回 環境審議会	諮問(第2期浦添市環境基本計画)環境基本計画(素案)の第1章から 第4章までの審議		
	12月2日~ 12月13日	検討部会員及び庁内 全部署	• 環境基本計画(素案)の内容確認		
	12月25日	令和元年度 第1回 幹事部会	• 環境基本計画(素案)の内容確認		
	1月14日	第20回環境審議会	• 環境基本計画(素案)の審議		
	1月27日~ 2月14日	パブリックコメント	• 環境基本計画(素案)に関する市民・ 事業者等への意見募集		
	2月17日~ 2月28日	幹事・検討部会員及び 庁内全部署	• 環境基本計画(案)の内容確認		
	3月27日	第21回 環境審議会	環境基本計画(案)の審議パブリックコメント内容の審議答申(第2期浦添市環境基本計画)		

2 浦添市環境審議会名簿

役 職	名 前	所 属 等
会 長	諸喜田 茂充	琉球大学 名誉教授
副会長	吉永 安俊	琉球大学 名誉教授
委員	宜野座 富夫	浦添市自治会長会
委員	玉城 芳信	浦添商工会議所
委員	普天間 初子	浦添市女性団体連絡協議会
委員	高平 兼司	沖縄県地球温暖化防止活動推進センター
委員	西江 重信	グループエコライフ

3 浦添市環境審議会答申

令和2年3月27日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市環境審議会長議場 会長 諸喜田茂充口会審市

第2期浦添市環境基本計画の策定について (答申)

令和元年 11 月 22 日付け浦市環第 618 号で諮問のありました浦添市環境基本計画 の策定について、当審議会で慎重に審議した結果、別紙の通り答申いたします。

なお、市民・事業者等に広く本計画の周知を行い、各主体が協働して施策に取り 組めるよう計画を推進していただくことを望みます。

4 浦添市環境基本条例

○浦添市環境基本条例

(平成23年6月29日条例第15号)

目次

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (第9条-第26条)

第3章 推進体制 (第27条-第30条)

第4章 環境審議会(第31条)

第5章 雑則 (第32条)

附則

私たちの住む「てだこの都市(まち)・浦添」は、 亜熱帯気候にある沖縄本島の南側に位置し、東シナ 海に面する緩やかな傾斜にあって、琉球王統発祥の 地として自然と調和した政治・経済や歴史文化が栄 えた地である。

しかし、先の大戦はこの地を壊滅的に破壊した。 終戦後、米国統治の下に進められた基地建設は、農業主体の産業構造を変化させ土地利用の在り方に変化をもたらした。また、日本復帰後もこの産業構造の変化に連動した開発等が行われ、これらの環境の改変がさらに進められた。

一方、私たちの生活に根ざした経済活動は、大量 生産・大量消費・大量廃棄社会を形成したことによ り環境への負荷を増大させ、地域環境の阻害のみな らず地球温暖化等をもたらし、生物種全体の生存を 脅かす地球規模の環境問題を引き起こしている。

「てだこの都市(まち)・浦添」の環境そして地球環境は、先人達が残してきた貴重な財産である。私たちは、この良好な環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、先人達と同様にこの貴重な財産を将来の世代に引き継いでいく責務がある。この認識の下、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれの責務と役割を自覚し、協働して環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

ここに、私たちは地球市民として環境への負荷の 少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、本 市全体の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基 本となる条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について 基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及 び来訪者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明ら かにするとともに、環境の保全及び創造に関する 施策の基本事項を定め推進することにより、現在 及び将来の市民が自然と共生しながら健康で文化 的な生活を営むことができる良好な環境を確保す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ る。
 - (1) 環境の保全及び創造 大気、水、樹林、土 壌等からなる環境の保護及び整備を図ること により、人を始めとする生物にとって良好な 環境を維持し、及び形成することをいう。
 - (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の 温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚 染、野生生物の種の減少その他の地球の全体 又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事 態に係る環境の保全であって、人類の福祉に 貢献するとともに市民の健康で文化的な生活 の確保に寄与するものをいう。
 - (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は

生活環境 (人の生活に密接な関係のある財産 並びに人の生活に密接な関係のある動植物及 びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずる ことをいう。

(基本理念)

- 第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、 地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事 項を基本理念として推進するものとする。
 - (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な 社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
 - (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
 - (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
 - (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
 - (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下 に公平な役割を有する自覚を持って、協働し て自主的かつ積極的に取り組むこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負 荷の低減に積極的に取り組まなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組 を必要とする施策においては、国、県その他の地 方公共団体と協力して、積極的に推進しなければ ならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団 体、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及 び創造に関する活動に取り組まなければならない。 (市民の責務)
- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、

事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

(市民団体の責務)

- 第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の 先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の 整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、 環境の保全及び創造に関する活動を推進するもの とする。
- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、 事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創 造に関する活動に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる 公害を防止するための必要な措置を講ずるととも に、積極的に環境の保全及び創造に関する活動に 取り組まなければならない。
- 2 事業者は、公害その他潤いある豊かな環境の保全 及び創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じた ときは、誠意をもってその解決に当たるものとす る
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに 廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減 するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が 廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促 進されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、 市民団体及び来訪者と協働して、環境の保全及び 創造に関する活動に努めるものとする。

(来訪者の責務)

- 第8条 来訪者は、環境の保全及び創造に関する活動に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、又は協働するものとする。
 - 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (施策の策定等に係る基本方針)
- 第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな環境の保全及び 創造に関する施策を策定し実施するものとする。
 - (1) 健全な水循環の回復、維持及び有効利用

資料編

- (2) 生態系及び自然環境の保全及び回復
- (3) 緑地の保全及び施設整備
- (4) 公害の防止及び予防
- (5) 快適環境の創造
- (6) 循環型社会の構築
- (7) 地球環境保全
- (8) 環境教育及び環境学習の充実
- (9) 協働

(環境基本計画)

- 第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策 を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計 画(以下「環境基本計画」という。)を定めるもの とする。
- 2 環境基本計画は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による基本構想に即し、 次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
 - (2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が 環境の保全及び創造のために行動する上にお いて配慮すべき指針(以下「環境行動指針」 という。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及 び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市 民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映さ せるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市 環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準 用する。

(環境基本計画との整合)

- 第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる 施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基 本計画との整合を図らなければならない。
- 2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書の作成)

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(水循環に関わる樹林の保全)

第13条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、樹林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識の下、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく樹林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

- 第14条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、 公共下水道及びコミュニティ・プラントの事業を 推進するとともに、浄化槽の普及促進を図り、生 活排水の浄化に努めるものとする。
- 2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する 計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう 必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備)

- 第16条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備 並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及 び創造のための事業を推進するものとする。

(規制の措置)

- 第17条 市は、環境を保全するため、公害の原因と なる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼ すおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を 講じなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の 支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずる よう努めるものとする。

(都市景観の形成)

第18条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化 遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる 街なみを形成するとともに、自然環境と調和のと れた魅力ある景観の保全に努めるものとする。 (廃棄物の減量及び資源化の促進)

- 第19条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄 物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置 を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設 の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネ ルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進され るよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

- 第20条 市は、地球環境保全において、特に地球温 暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすもの との認識の下、市民、市民団体、事業者及び来訪 者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進 するものとする。
- 2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第21条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者 との協働により、それぞれの役割に応じて地球環 境保全に資する環境行動指針を定め、その普及に 努めるとともに、環境行動指針に従い地球環境保 全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ず るものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

- 第22条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図る ため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施 するものとする。
 - (1) 学校教育における環境教育の推進のための 施策
 - (2) 環境の保全及び創造に関する生涯学習の支援のための施策
 - (3) 環境の保全及び創造に関する広報啓発活動
 - (4) その他環境教育及び環境学習の推進のため の必要な施策
- 2 市民及び市民団体は、環境の保全及び創造のため に環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすこ とを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践でき るよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組む ものとする。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造のために環境教育 及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、

環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の 環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者 の環境の保全及び創造に関する活動が促進される よう指導、助言、助成その他必要な措置を講ずる ものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の状況及び環境の保全及び創造 に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び 法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第22条に定 める環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規 定する市民、市民団体、事業者及び来訪者の自発 的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよ う努めるものとする。

(意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を 推進するため、市民、市民団体、事業者及び来訪 者の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を 推進するために必要な財政上の措置を講ずるもの とする。

第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者 と協働し、環境の保全及び創造に関する施策を積 極的に推進するために必要な体制を整備するもの とする。

(環境監視体制の整備)

第28条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の 保全及び創造に関する施策を適正に実施するため に必要な監視、測定及び検査等の体制を整備する ものとする。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を 適正に推進するため、情報の収集に努めるととも に、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じ るものとする。

(関係団体との協力等)

第30条 市は、環境の保全及び創造のため、国、県

資料編

その他の地方公共団体及び民間の関係団体(以下 「国等」という。)と連携を行う必要のある施策を 実施するときは、積極的に推進するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造を図るため必要がある と認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずる よう要請するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の役割)

- 第 31 条 浦添市附属機関設置に関する条例(昭和 47 年条例第 4 号)第 2 条別表に規定する浦添市環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。
 - (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の 施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

5 用語解説

【アルファベット・数字】

BOD (P34,P97)

→「生物化学的酸素要求量」の項を参照

COD (P37.P97.P142)

→「化学的酸素要求量」の項を参照

ESCO (P60,P112)

工場やオフィス、商業施設等に対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの利便性を損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業である。

ISO14001 (P131,P132)

→「環境マネジメントシステム」の項を参照

n-ヘキサン抽出物質 (P37)

nーへキサン (ノルマルヘキサン) と呼ばれる有機溶媒によって抽出される不揮発性の物質の総称で、水中の油分の指標の一つ。油分は直接および間接的に魚介類を死亡させるとともに、魚介類に臭いをつけてその商品価値を失わせる。そのため、環境基準では海域について nーヘキサン抽出物質として「検出されないこと」(検出下限値 0.5 mg/L) と定められている。

pH (P117)

→「水素イオン濃度」の項を参照

PRTR (P42,P71,P96,P99)

→「化学物質排出移動量届出制度」の項を参照

SDGs (P14,P75,P121)

→P.14 を参照

1 時間値 (P30,P31,P32)

大気質の測定において、60 分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO₂)は 1 時間値の 1 日平均値によることとしている。

4R (P73.P81.P107.P142)

4 R とは、ごみの減量に有効な手段である 4 つの R を示している。

- ①「Refuse (発生回避)」ごみになるものを買わない、断ること
- ②「Reduce(発生抑制)」ごみの量をへらすこと
- ③「Reuse (再使用)」使ったものを廃棄せずに そのまま使うこと
- ④「Recycle(再生利用)」使ったものを資源として 再利用すること

75%値(水質汚濁) (P34,P97)

河川における有機物による水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)、又は海域における有機物による水質汚濁の指標である化学的酸素要求量(COD)の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値のこと。

BOD又はCODの測定結果が環境基準に適合しているかどうか(環境基準の評価)については、一年間で得られたすべての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が 75%以上ある場合に、環境基準に適合していると評価する。

言い換えると、次に示す方法で計算された 75% 水質値が、その地点での環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価される。

「75%値」の求め方は、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて 75%目に該

当する日平均値が、「75%値」になる。

〔例〕 年 12 回測定の場合、測定値の低い方から数えて9番目に該当する値(12 × 0.75 = 9) が75%値となる。

【あ行】

アイドリングストップ (P127.P130.P134.P136)

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するとても有効な手段であるとされている。

亜硝酸性窒素 (P41)

化合物のなかに亜硝酸塩として含まれている窒素のことを亜硝酸性窒素と呼ぶ。水中では亜硝酸イオン NO_2 -として存在し、地下水汚染の原因物質の一つとなっている。

硝酸性窒素と同様、肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、きわめて不安定な物質で、好気的環境では硝酸塩に、嫌気的環境ではアンモニウム塩に速やかに変化する。

硝酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は 10 mg/L 以下となっている。

→「硝酸性窒素」の項も参照

硫黄酸化物(so_x) (P117,P131,P138)

硫黄の酸化物の総称で、二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)などがある。ソックス(SO_x)ともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときなどに排出される。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。大気汚染防止法の規制対象物質となっている。

一般廃棄物 (P63,P64,P73,P107)

廃棄物処理法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、 燃え殻、汚泥等の汚物又は不要なものであって、固 形状又は液状のものとされている。このうち、事業 活動に伴って生じた廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油、 廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やその他政令 で定める廃棄物のことを産業廃棄物といい、それ以 外の廃棄物を一般廃棄物という。

- 一般家庭から排出される廃棄物、事業所から排出 される産業廃棄物以外の廃棄物がこれにあたる。
 - →「産業廃棄物」の項を参照

イノー(礁池) (P23.P37.P71.P96.P140.P143)

サンゴ礁に囲まれた浅いおだやかな海のこと。イ ノー内の潮下帯の浅いところから水深数 m 程度の所 にかけては、海草の繁茂する藻場が各所に形成され ている。

エコアクション21 (P131,P132)

→「環境マネジメントシステム」の項を参照

エコドライブ (P55,P74,P98,P104,P115)

エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境にやさしい取組をいう。

エネルギーマネジメントシステム (P106)

電力使用量の可視化、節電のための機器制御、再生可能エネルギーや蓄電池の制御等を行うエネルギー管理システムである。管理対象により呼び方が違い、HEMS は住宅向け、BEMS は商用ビル向け、FEMS は工場向けである。

温室効果ガス (P54,P60,P74,P77,P114)

温室効果ガスとは、大気中に「熱がこもる」役割を果たすガス成分のことで、地球温暖化対策推進法に規定され、温室効果ガスの対象である 7 ガス (二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素)を指す。

【か行】

開発行為 (P48.P80.P81.P92.P102)

都市計画法において開発行為とは、主として建築 物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で 行う土地の区画形質の変更をいう。

特定工作物とは、コンクリートプラントその他周

辺の環境の悪化をもたらすおそれのある第一種特定 工作物と、ゴルフコースなど大規模な工作物である 第二種特定工作物とがある。第一種特定工作物はア スファルトプラント、クラッシャープラント等、第 二種特定工作物は野球場、遊園地、墓地などが含まれる。

土地の区画形質の変更とは、宅地造成等に伴う道路の新設、廃止、付け替えや切土、盛土、整地をいい、単なる土地の分合筆などのような権利区画の変更や建築物の建築と一体をなす基礎工事等は含まれない。

化学的酸素要求量 (P37,P97,P142)

海水中における有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって強制的に酸化されるときに消費される酸素の量(通常 mg/L で表わす)をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としている。

化学物質排出移動量届出制度 (P42,P71,P96,P99)

人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中(大気、河川、海域など)に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する仕組みのことをいう。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出する。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外(非対象事業所、家庭、自動車など)から排出される量を推計し、これら2つのデータを併せて公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成 11 年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」により制度化された。

合併処理浄化槽 (P45,P71,P80,P96,P127)

台所やお風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽をいう。これに対し、水洗トイレなどの汚水だけを浄化する浄化槽のことを「単独処理浄化槽」というが、現在「単独処理浄化槽」の新規設置は法律で禁止されている。

環境影響評価(環境アセスメント) (P72.P91.P104)

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続きが実施されている。

環境基準 (P30,P41,P70,P96)

環境行政において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「大気」、「水質」、「土壌」、「騒音」、「ダイオキシン類」についてそれぞれ法令に基づき定められるもの。 環境基準は、「維持されることが望ましい基準」として以下の性質がある。

- (1) 個別の発生源を対象に規制を行う「排出基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制することはしない。
- (2) 一方、許容限度あるいは被害の受忍限度(この基準まで環境負荷を大きくしても良いという限度)といった消極的な意味での限度と解されてはならないものである。

環境基本法 (P3,P4)

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、 地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにす るとともに、環境の保全に関する施策の基本となる 事項を定めることにより、環境の保全に関する施策 を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来 の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとと もに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

環境共生都市 (P28,P70,P95)

人も生態系の一員であるとの認識のもと、自然とのバランスのとれた共生関係を築き、さらに快適な生活環境を創造するために、持続的発展が可能な循環型社会や地球環境の保全などを、市民・事業者・行政等の協働により実現する都市のこと。

環境保全型農業 (P80,P94,P132)

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。

環境マネジメントシステム (P115.P123.P138)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に 環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関 する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向け て取り組んでいくことを「環境マネジメント」とい い、環境マネジメントのための体制・手続き等の仕 組みを「環境マネジメントシステム」という。

環境マネジメントシステムには、エコアクション 21 や国際規格の ISO14001 等がある。

揮発性有機化合物(VOC) (P32)

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の 総称で、塗料、接着剤、溶剤、インク、ガソリン等 に含まれている。代表的な物質としては、トルエン、 キシレン、酢酸エチルなどであり、主なものは約 200種類ある。

揮発性有機化合物は、有害性を持つことから健康 影響が生する可能性があるほか、光化学オキシダン トや SPM の原因物質でもある。

クールビズ (P58.P131)

地球温暖化対策の一環で、軽装をすることで夏季 の冷房設定温度を適正に管理し、電力消費量を抑え て温室効果ガスの排出削減に寄与しようとするもの。

グリーン購入 (P74,P77,P81,P111,P122)

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく 環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さ いものを優先して購入することをいう。

平成 12 年5月に、環境物品等への需要の転換を 促進するために必要な事項を定めた「国等による環 境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入 法)」が制定された。

光化学オキシダント (P32.P70.P96)

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。大気の汚染に係る環境基準が設けられている。

公共用水域 (P38.P98)

水質汚濁防止法で定義されており、河川、湖沼、 港湾、沿岸海域その他公共の目的で用いられる水域 及びこれに接続する水路等をいう(終末処理場に接 続している下水道は含まれない)。

コージェネレーションシステム (P131,P144)

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房・給湯などに利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75~80%と、高い総合エネルギー効率が実現可能。

コンポスト化 (P128)

微生物の働きにより有機物(生ごみ・落葉等)を 堆肥(コンポスト)に変えることをいう。

【さ行】

災害廃棄物 (P74,P109)

地震や台風等の自然災害により生じた廃棄物のこと。一例としては、木くず、コンクリートがら、廃 家電、廃自動車などがあげられる。

再生可能エネルギー (P62.P74.P77.P81.P112)

石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは 違い、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、水力、風 力などの自然界に常に存在するエネルギー)のこと。

里浜 (P28.P70.P95)

多様な自然環境を構成している海浜と人々とのつながりが現代の暮らしの中で身近なものとして、 様々な活動がなされているカーミージー周辺の海岸 等をいう。

産業廃棄物 (P64,P73)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックな ど 20 種類の廃棄物をいう。

→「一般廃棄物」の項を参照

酸性雨 (P74.P77.P82.P117.P118)

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロゾルの形で地上に到達することをいう。通常では、pH5.6以下になった雨を酸性雨と呼んでいる。

自然環境保全基礎調査 (P23,P26)

全国的な観点からわが国における自然環境の現況 及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進 するための基礎資料を整備するために、環境省が 1973(昭和 48)年度より自然環境保全法第 4 条 の規定に基づきおおむね5年ごとに実施している調 査。一般に、「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸 水域、海域の各々の領域について調査項目を分類し 国土全体の状況を調査している。調査結果は報告書 及び地図等に取りまとめられた上公表されており、 これらの報告書等は、自然環境の基礎資料として、 自然公園等の指定・計画をはじめとする自然保護行 政の他、環境影響評価等の各方面において活用され ている。

循環型社会 (P68.P73.P77.P81.P107)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる ものとして提示された概念。循環型社会形成推進基 本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑 制し、第二に排出された廃棄物等についてはできる だけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利 用できないものは適正に処分することが徹底される ことにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、 環境への負荷ができる限り低減された社会」として いる。

硝酸性窒素 (P41)

硝酸性窒素とは、硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素のことで、亜硝酸性窒素と同様に地下水汚染の原因物質となっている。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となる。亜硝酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は10mg/l以下と定められている。

→「亜硝酸性窒素」の項も参照

食品ロス (P74,P108)

本来食べることができるにも関わらず廃棄されて しまう食品のこと。日本では平成28年度に、約643 万トンの食品ロスが発生したと推計されている。

植生 (P26,P114,P140)

ある地域における植物体の集まりの総称のことを 「植生」という。植生の成立は、地形や気候などの 環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影響を 受ける。一方、成立した植生はこれらの環境要因を 変化させるため、現存する植生は、このような植物と環境要因の相互作用の結果でもある。

水源涵養機能 (P25,P69,P89)

森林の土壌が、降水を貯蔵し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことをいう。

水質汚濁に係る環境基準 (P34.P37.P38)

水質保全行政の目標として、公共用水域及び地下 水の水質について達成し維持することが望ましい基 準を定めたもので、人の健康の保護に関する環境基 準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準 (生活環境項目)の2つからなっている。

水質汚濁防止法 (P9)

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国 民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る ため、事業場からの排出水の規制・生活排水対策の 推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれてい る。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、 汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規 制が導入されている。

水素イオン濃度(pH) (P117)

液体の酸性、アルカリ性を示す指標(記号は pH) となるもので、0~14 の間の数値で表現される。 pH7 が中性とされ、7 から小さくなるほど酸性が強く、7 を超えるほどアルカリ性が強くなる。

スマートシティ (P73,P81,P101,P106)

情報通信技術を活用しながら、あらゆるインフラの統合的なエネルギーマネジメントを面的に管理することで、エネルギーを効率的に利活用する地域社会のことである。

生活環境項目(水質、底質、地下水等) (P97)

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けて、それぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

生活排水(生活雑排水) (P34,P43,P44,P96,P98)

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水(し尿)を除いたものを生活雑排水という。汚濁負荷(BOD)として、し尿は全体の約30%であり、台所からの排水が約40%、風呂からの排水が約20%、洗濯からの排水その他が約10%の負荷割合である。

生活環境の保全に関する環境基準 (P34.P37)

環境基本法第 16 条に基づき定められている水質 汚濁に係る環境基準のうち、生活環境を保全する上 で維持することが望ましい基準をいう。水素イオン 濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化 学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、溶 存酸素量(DO)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物 質(油分など)、全窒素、全燐、全亜鉛について基 準値が設定されており、これらを「生活環境項目」 と呼ぶ。生活環境項目の基準値は、河川、湖沼、海 域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、 農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられた いくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定 することにより設定される。全窒素及び全燐の基準 は、植物性プランクトンの著しい増殖のおそれのあ る海域及び湖沼について水域類型を指定して適用さ れる。

生物化学的酸素要求量(BOD) (P34,P97)

最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称のBODが使われている。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般に、BODの値が大きいほど、その水質は悪いといえる。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあってはBODを、湖沼及び海域にあってはCODを指標としている。

生物多様性 (P1.P26.P69.P80.P91)

バラエティに富む生物が複雑で多様な生態系をつくり、またその生態系自体も多くの種類があることを示す言葉。生物は、地球上のあらゆる場面で、動物、植物、微生物といった異なる種類同士が捕食関係にとどまらない「持ちつ持たれつ」の微妙なバラ

ンスの上に生存している。しかし、この「絶妙なバランス」の生物多様性が急速に失われていることが 危惧されている。

ゼロエミッション (P131,P144)

あらゆる廃棄物を原材料等として有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分(埋立処分)する量をゼロにすることを指す。

【た行】

ダイオキシン類 (P33,P41,P71,P96,P99,P110)

ポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール (Co-PCB) の総称であり、それぞれ毒性が異なる。

人への影響については、一般毒性、発ガン性、生 殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる毒性を有すると いわれている。

大気汚染防止法 (P32,P96)

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

大腸菌群数 (P37)

大腸菌群とは、乳糖(ラクトース)を分解し酸と ガスを形成する好気性又は通性嫌気性の菌の総称。 大腸菌群が水中に存在するということは、多くの場 合、その水が人畜のし尿などで汚染されている可能 性を示すものであることから、水質汚濁の指標とさ れている。

地球市民 (P1,P77)

地球的規模の環境問題が引き起こされている中で、 私たちに地球的規模の大きな視点で活動の主体とな ることを喚起するための造語。

窒素酸化物(NOx) (P32.P117.P118)

大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素 や二酸化窒素が主である。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素だが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。人の健康影響については、主に呼吸器系統への影響が知られている。

低公害車(エコカー) (P72,P101,P104)

排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた車両のことをいう。具体的な車両として、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられる。

低炭素型ライフスタイル (P131,P142,P148,P154)

生活のなかで地球温暖化の原因となる温室効果ガスをなるべく出さないように、 節電やエコドライブ などに努めるライフスタイルのこと。

適応策 (P74,P82,P114)

地球温暖化や気候変動など、すでに起こりつつある、あるいは起こりうる影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組のことである。

これに対し、地球温暖化や気候変動を引き起こす 温室効果ガスを削減する取組を「緩和策」という。

等価騒音レベル (P39)

時間とともに変動する騒音(非定常音)について、 一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。 通常、騒音レベルは時間とともに変動するため、そ の評価にあたっては、一定の測定時間内でこれに等 しい平均2乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル を使用している。単位はデシベル(dB)。

間欠的に n 個の騒音レベルを測定した場合、その 測定値を P_{A1} 、 P_{A2} ・・・ P_{An} とすると、等価騒音 レベル(LAea)は、次式で算定できる。

$$L_{Aeq} = 10log[(10^{(P_{A1}/10)} + 10^{(P_{A2}/10)} + ... + 10^{(P_{An}/10)}) /n]$$

透水性舗装 (P25,P89,P105)

河川への雨水流出抑制、地下水の涵養や街路樹の 保護育成を図るため、雨水の一部を地下に浸透させ ることができる道路等の舗装のことをいう。

【な行】

二酸化窒素

(P30,P33,P70,P97)

→「窒素酸化物」の項を参照

【は行】

ばい煙 (P33,P127)

大気汚染防止法では、燃料その他のものの燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他のものの燃焼 又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん(ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子)及びものの燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称していう。ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他のものの燃焼等に伴い発生する物質。

バリアフリー (P104)

バリア(障壁)をなくすこと。建築用語では、建 物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げる など、障がい者や高齢者などが生活するのに支障の ない構造や仕様にすることを意味する。

建築分野に限らず、公共施設や交通機関、身の回りの商品でもバリアフリー化が進んでいる。障がい者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障がいの除去という意味にも使われる。

ビオトープ (P51,P121,P132,P145)

生物の生息空間のことであり、地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を形づくっている空間のことをいう。

ヒートアイランド (P116.P129.P138)

都市域において、人工物の増加、地表面のコンク リートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴 う自然的な土地の減少、さらに冷暖房等の人工排熱 の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都 心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。

この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

浮遊粒子状物質(SPM) (P31.P70.P97)

大気中に浮遊している 10 μm 以下の粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基準は「1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下」と定められている。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(黄砂、火山、森林火災など)のものがある。

分散型エネルギーシステム (P113,P152)

コージェネレーションシステムや太陽光発電システムなどのエネルギー供給システムを、住宅やビル、もしくは消費地の近くに分散して配置し、エネルギーの供給を行う方式である。災害時などで独自の電源が確保でき、また、再生可能エネルギーを使用することにより低炭素なまちづくりに期待できる。

粉じん (P33.P70.P96.P98)

大気中に浮遊する固体の粒子の総称。大気汚染防止法では、粉じんは「ものの破砕や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉じん」(現在、

石綿(アスベスト)を指定)という。また、特定粉 じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

ポットホール (P140)

岩の窪みなどに入り込んだ礫(れき)が強い水流で回転し、丸みを帯びた円形の穴に拡大したものを「ポットホール」という。川底が侵食の影響で下がり、ポットホールのできた場所は水面より高くなることで、その結果、ポットホールは地表に見られるようになる。また、すりへって球状になった礫が、まれに穴の底に残っているポットホールもある。

【ま行】

マイクロプラスチック (P74,P82,P117,P118)

5mm 以下の微細なプラスチックごみのこと。含有/吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

【や行】

山元還元 (P65)

一般廃棄物の溶融施設において発生する溶融飛灰 を還元し、鉛、亜鉛などの単一物質に戻し、回収す る方法である。

ユニバーサルデザイン (P72,P81,P101,P104)

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。ユニバーサルデザインの7原則として以下のものがある。

- ①誰にでも公平に利用できること。
- ②使う上で自由度が高いこと。
- ③使い方が簡単ですぐわかること。
- ④必要な情報がすぐに理解できること。
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインで あること。
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に 使用できること。
- ⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保する こと。

要請限度(自動車騒音に係る)

(P148)

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、 騒音規制法に基づく指定地域において、市町村長は、 自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」とい う)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれる と認めるときには、都道府県公安委員会に対して道 路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要 請できる。

【ら行】

リスクコミュニケーション (P71.P80.P97.P99)

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、 事業者、行政等のすべてのものが共有し、意見交換 などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。 化学物質による環境リスクを減らす取組を進める ための基礎となる。

類型指定 (P37,P38)

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。 国において類型別に基準値が示され、これに基づき、 水域については内閣総理大臣又は都道府県知事が利 水目的に応じて、騒音については都道府県知事が土 地の利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを類型指定という。



第2期浦添市環境基本計画

発行年:令和2(2020)年3月

発 行:浦添市 市民部 環境保全課

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL 098-876-1234 (代表)